労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

令和4年10月1日 東京コンサルタンツ株式会社 (派13-312507)

労働者派遣法(第23条第5項)に基づき、マージン率について下記のとおり公開いたします。

1. 対象期間: 令和3年10月1日~令和4年9月30日

2. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	関東支店
拠点の所在地	東京都千代田区神田淡路町2丁目8番5号

派遣	派遣先	①労働者派遣の料金	②派遣労働者の賃金	マージン率
労働者数	事業者数	(1日8時間当たりの平均)	(1日8時間当たりの平均)	(1)-2)÷1
1名	1件	68,875 円	53,698 円	22.0%

マージン率とは

派遣先より東京コンサルタンツ株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払われる賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる主な経費

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、
江云体陕行	労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
服主焠畑弗	健康診断費用、人材募集費用、教育訓練費、光熱費、通
販売管理費	信費、営業費用など
営業利益	上記費用を差し引いた利益

3. 教育訓練に関する事項

- · 新規採用者教育
- 社内安全管理研修
- ・定期社員研修(ビジネススキル、ハラスメント他)
- ・定期システム研修(個人情報保護教育、技術情報他)
- ・派遣元・派遣先情報セキュリティ教育
- 資格取得研修
- · 外部技術研修